

(案)

## 中国地域エネルギー・温暖化対策推進会議設置要領

制定 平成17年3月31日

改正 令和5年1月26日

中国経済産業局

中国四国地方環境事務所

## 1. 目的及び設置

地域におけるエネルギー・温暖化対策に関する情報の交換・共有や、エネルギー需給構造に関する実態把握等を図り、地方公共団体をはじめとする地域における地球温暖化対策に関する自主的な取組を促進するため、中国地域エネルギー・温暖化対策推進会議（以下、「推進会議」という。）を設置する。

## 2. 活動内容

推進会議においては、以下の活動を行う。なお、個別の対策を行う協議体との活動の重複を避け、連携して取り組むものとする。

- (1) 関係者間の情報交換・共有・課題の洗い出し
- (2) 客観的な実態把握（基礎となるデータの提供）
- (3) 地域の地球温暖化対策に係る計画・プロジェクト等の策定支援・実現化支援

## 3. 組織

本推進会議の構成員は、国の地方支分部局、域内の地方公共団体、エネルギー関係者、経済団体、消費者、都道府県地球温暖化防止活動推進センター、NGOなどで構成する。

- (1) 構成員は、別表に掲げる者とする。
- (2) 本推進会議には、必要に応じてその他の関係者を参加させることができる。
- (3) 国の地方支分部局・地方自治体による幹事会を設置する。
- (4) その他必要に応じ、分科会、ワーキンググループを設けることができる。

## 4. 会議の開催等

- (1) 推進会議は年1回程度開催する。
- (2) 幹事会は構成員の求めにより、必要に応じ開催する。

## 5. 事務局

推進会議の事務局は、中国経済産業局及び中国四国地方環境事務所に置き、会議の運営については、中国財務局、中国四国農政局、近畿中国森林管理局、中国地方整備局、中国運輸局及び大阪管区気象台が連携して推進する。

【別表】 (令和8年1月22日現在)

岡山大学学術研究院 教授 堀部明彦  
山口大学大学院 教授 福代和宏  
広島大学 教授 松村幸彦  
中国財務局 総務部長  
中国四国農政局 生産部長  
近畿中国森林管理局 総務企画部長  
中国経済産業局 資源エネルギー環境部長  
中国地方整備局 企画部長  
中国運輸局 交通政策部長  
大阪管区气象台 気象防災部長  
中国四国地方環境事務所 所長  
鳥取県 ~~生活環境部~~ 参事監 生活環境部長  
島根県 環境生活部長  
岡山県 環境文化部長  
広島県 環境県民局 環境担当部長  
山口県 環境生活部長  
岡山市 環境局長  
広島市 環境局次長  
中国電力株式会社 常務執行役員 カーボンニュートラル推進本部長  
広島ガス株式会社 環境・社会貢献部長  
ENEOS株式会社 執行理事 水島製油所長  
JFEスチール株式会社 西日本製鉄所 企画部長  
株式会社トクヤマ 常務執行役員 徳山製造所長  
マツダ株式会社 執行役員 (グローバル生産担当)  
日本チェーンストア協会 中国支部長  
一般社団法人中国経済連合会 常務理事  
中国地方商工会議所連合会 幹事長  
公益社団法人広島消費者協会 会長  
鳥取県地球温暖化防止活動推進センター センター長  
島根県地球温暖化防止活動推進センター センター長  
岡山県地球温暖化防止活動推進センター センター長  
広島県地球温暖化防止活動推進センター センター長  
山口県地球温暖化防止活動推進センター センター長  
特定非営利活動法人おかもやまエネルギーの未来を考える会 会長  
一般財団法人省エネルギーセンター中国支部 事務局長  
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 フロンティア部長  
一般社団法人エコエネ技術士ネット 理事長  
株式会社日本政策投資銀行中国支店 企画課長